令和８年10月から

農業近代化資金の改正

～新メニューとして「農業経営高度化資金」を創設しました～

制度改正の主なポイント

個人の借入限度額

1,800万円⇒2億円
※特認　７億円

法人等の借入限度額

２億円⇒7億円

償還期限

15年以内
⇒20年以内

農業経営高度化資金の貸付条件

【主な資金使途】
- **農機具、施設の取得**
- **果樹の植栽・育成**
- **家畜の購入・育成**
- **土地の改良・造成《拡充》**
- **長期運転資金（前向借換資金含む）《拡充》**
- **農地等の取得《新規》**

【貸付対象者】
- **目標地図に位置付けられた農業者**
（位置づけられる見込みの者を含む。）
- **耕種以外の主業農家等**

【融資率】100%以内

※農業経営高度化資金は、農業近代化資金の１メニューとして位置つけられており、農業経営高度化資金の貸付対象者以外におかれては、これまでどおり農業近代化資金を「一般資金」、「共同利用事業向け資金」として、利用できます。

借入金利イメージ（令和８年10月１日時点）
※毎月変動するため、最新の金利については、融資機関等へご確認ください。

基準金利 4.55%
→ 県利子補給 1.25%
→ 借入金利 3.30%
→ 長期金融協会助成 2.00%（当初５年間）
→ 1.30%
→ 市町村利子補給 0%（なし）～1.25%
→ 0.05～1.30%

【長期金融協会助成】
※一定の要件を満たす場合
※TPP特例では、５年経過後L資金水準まで引き下げ

【市町村利子補給】
※一定の要件を満たす場合
※利子補給の有無、条件、利率は市町村によって異なる

※お手続き等については、最寄りの融資機関、各地域振興局・支庁へご相談ください。

鹿児島県農政部農業経済課　099-286-3131